

## 第2 違法・有害コンテンツへの対応を行う警察、団体の活動

我が国でも、警察や民間団体等が主体となり、インターネット上での様々な問題に関する情報を受け付け、それに対してトラブル解決のためのアドバイスを行ったり、犯罪捜査の端緒とするなどの活動がある。

### 1 警察のハイテク犯罪相談窓口

少年に有害なコンテンツ等を含むサイトの情報に関しては、主に各都道府県の警察署、本部主管課等に寄せられている。それらは各少年担当主管課に集められているが、いわゆるハイテク犯罪に係るものについては、本部ハイテク犯罪対策室等にも情報が寄せられ、事件として捜査するなど、それぞれ適切に対応している。

しかし、次のような問題点も指摘される

- 各都道府県で、電話でのみ受け付けるところや、メールでも対応可能であるところがあるなど、通報の受理方法等が必ずしも統一されていない。
- 有害コンテンツに関しては、それぞれアドバイス等をしているが、警察としては、違法なものを除き、その対処に限界がある。

などがある。

#### ○ 警察庁ホームページの意見・要望受理フォーム

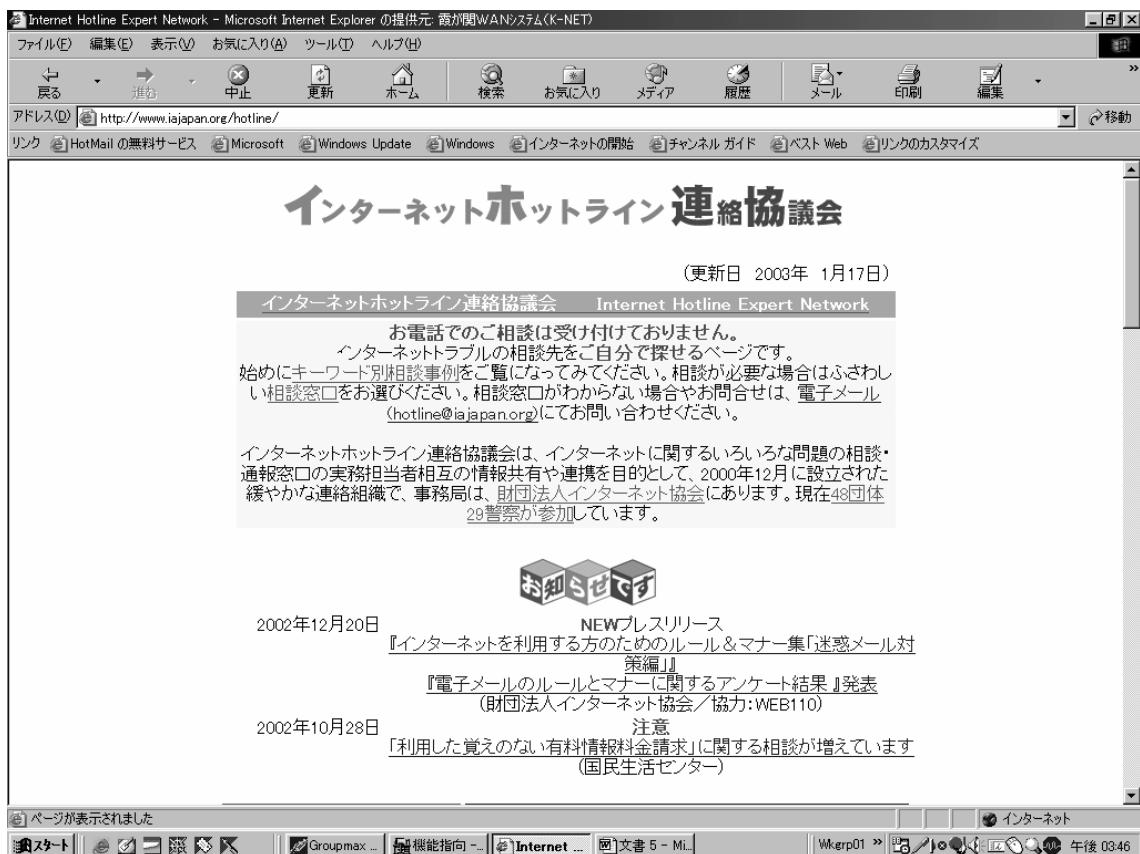
The screenshot shows the homepage of the National Police Agency (NPA) in Japan. The main title is "National Police Agency" with a shield logo. Below it, there is a note about character encoding: "●文字化けを防ぐ為、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。". The page features a sidebar with various links such as "Police Reform Charter", "Cyber Crime Response", "Crime Victims Support", "Police White Paper", "Training Orders", "Statistical Information", "Countermeasures against High-Tech Crime", "International Cooperation", "Countermeasures against International Crime", "Ensuring Safety and Security", "Ensuring Smooth Traffic Flow", "Public Safety Maintenance", "Windows", "Employment Information", "Administrative Information", "Information Disclosure", "Policy Evaluation", and "Links". The main content area contains a large text input field for "Opinion and Request" (全角文字1000文字以内), and smaller input fields for "Name" (全角文字10文字以内), "Age" (数字3桁以内), and "Email Address" (英数字30文字以内). At the bottom right are "Send" and "Cancel" buttons. The status bar at the bottom indicates "A page has been displayed" and shows the taskbar with various application icons.

## 2 インターネットホットライン連絡協議会

(財)インターネット協会が中心となり、48の企業・団体と、警察庁ほか29都府県警察が参加する(平成15年2月現在)、「インターネットホットライン連絡協議会」が設立されている。同協議会のホームページ(<http://www.iajapan.org/hotline/>)では、インターネット利用者からの相談・通報窓口が設けられているが、その相談種別により、加盟する企業・団体等の窓口等にその相談を持ち込むという方式になっている。また、ホームページ上では、各種相談事例も閲覧でき、対策事例が紹介されている。

その他、同協議会では、児童ポルノ等の違法情報に関する通報も受け付けており、それらは警察に通報されている。

### ○ インターネットホットライン連絡協議会のホームページ



しかし、次のような問題点も指摘される

- 対応できる内容とそうでない内容とがあるが、どこで対応すべきかを判断する、窓口側のスキルアップが課題となっている。
- 一般ユーザーからは、「インターネットホットライン連絡協議会」に加盟する48団体のうち、どこに連絡したらいいか分かりづらい。
- 一般ユーザーのためにも、ホットラインの存在そのものの広報啓発と、実際に連絡するまでの動機付けが必要となっている。
- 違法コンテンツに対しては警察に通報されているが、違法とは判断されないコンテンツに関しては、ISPに対する措置勧告は行われていない。

などがある。

なおこれら以外にも、インターネット上の問題等に係る相談窓口は多数存在するが、少年に有害なコンテンツ対策として、性や暴力等の有害コンテンツの通報があっても、それを ISP 等に閲覧制限措置や削除等を勧告したり、あるいは外国のホットラインと連携しての活動等は、必ずしも行われていないのが現状である。